

足立区特定地域型保育事業(小規模保育事業所)

指導検査基準(令和8年4月1日適用)

足立区教育委員会

## 指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	内 容
C	文書指摘	子ども・子育て支援法及び児童福祉法(以下「支援法等」)関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘」とする。 ただし、違反の内容が軽微である場合、改善中の場合及び特別な事情により改善が遅延している場合など文書指摘とすることに至らない場合は「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。
A	助言	「文書指摘」又は「口頭指導」に該当しない場合は、水準向上等のための「助言」を行う。

# 運 營 管 理 編

## 目

## 次

1 児童の入所状況		4 勤務状況	
(1) 契約書の作成・保有	1	(1) 勤務体制	10
(2) 内容及び手続の説明及び同意	1	(2) 均等な待遇の確保	10
(3) 正当な理由のない提供拒否の禁止	2	(3) 勤務状況の帳簿の整備	11
(4) あっせん、調整及び要請に対する協力	2	5 職員給与等の状況	
(5) 利益供与等の禁止	2	(1) 就業規則	11
(6) 支給認定	2	(2) 本俸・諸手当	11
2 基本方針及び組織		(3) 社会保険	11
(1) 福祉サービスの基本的理念	3	(4) 賃金台帳	11
(2) 子どもの人権の擁護、虐待の防止	3	6 健康管理	
(3) 個人情報保護	3	(1) 安全衛生管理体制	12
(4) 秘密保持等	4	(2) 職員健康診断	12
(5) 苦情解決	4	7 職員研修	13
(6) サービスの質の評価等	4	8 施設長の責務	13
(7) 事業の運営についての重要事項に関する規程	4	9 建物設備等の管理	
(8) 特定地域型保育施設に係る必要な事項の記録 (業務日誌)	5	(1) 建物設備の状況	14
(9) 記録の整備及び保存	5	(2) 建物設備の安全、衛生	15
(10) 電磁的記録等	6	10 災害対策の状況	
3 職員の状況		(1) 管理体制(防火管理者)	16
(1) 職員配置	8	(2) 防火対策	16
(2) 職員の資格保有	9	(3) 消防計画等	16
(3) 採用、退職	10	(4) 消防署の立入検査	17
(4) 関連帳簿の整備	10	(5) 防災訓練等	17
		(6) 保安設備	18
		(7) 安全対策	19
		(8) 自動車を運行する場合の所在の確認	19

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
3	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
4	平成26年9月30日条例第54号「足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」	区条例
5	平成26年9月30日条例第55号「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」	区運営基準条例
6	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」	社会福祉法
7	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」	労働基準法
8	昭和22年8月30日厚生省令第23号「労働基準法施行規則」	労働基準法施行規則
9	昭和47年7月1日法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	均等法
10	平成15年5月30日法律第57号「個人情報の保護に関する法律」	個人情報保護法
11	昭和22年4月7日法律第50号「労働者災害補償保険法」	労働者災害補償保険法
12	昭和47年6月8日法律第57号「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
13	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
14	大正11年4月22日法律第70号「健康保険法」	健康保険法

No.	関係法令及び通知等	略称
15	大正15年7月1日内務省令第36号「健康保険法施行規則」	健康保険法施行規則
16	昭和29年5月19日法律第115号「厚生年金保険法」	厚生年金保険法
17	昭和29年7月1日厚生省令第37号「厚生年金保険法施行規則」	厚生年金保険法施行規則
18	昭和49年12月28日法律第116号「雇用保険法」	雇用保険法
19	昭和50年3月10日労働省令第3号「雇用保険法施行規則」	雇用保険法施行規則
20	昭和41年7月21日法律第32号「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」	労働施策総合推進法
21	平成10年10月2日法律第114号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」	感染症法
22	平成10年12月28日厚生省令第99号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」	感染症法施行規則
23	昭和23年7月24日法律第186号「消防法」	消防法
24	昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
25	昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則
26	昭和24年6月4日法律第193号「水防法」	水防法
27	昭和25年5月24日法律第201号「建築基準法」	建築基準法
28	平成12年12月22日条例第202号「東京都震災対策条例」	東京都震災対策条例
29	平成24年3月30日条例第17号「東京都帰宅困難者対策条例」	東京都帰宅困難者対策条例
30	昭和37年3月31日条例第65号「火災予防条例」	火災予防条例

No.	関係法令及び通知等	略称
31	平成27年3月31日内閣府告示第49号「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」	内閣府告示第49号
32	平成30年3月26日子発第0326第10号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について	子発第0326第10号通知
33	平成24年9月7日24福保指指第638号「東京都における福祉サービス第三者評価について(指針)の改正について(通知)」	24福保指指第638号通知
34	令和7年3月19日6福祉指指第641号「令和7年度東京都における福祉サービス第三者評価の実施について(通知)」	6福祉指指第641号通知
35	令和5年10月12日雇均発第1012第3号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」	雇均発第1012第3号通知
36	平成25年6月18日基発0618第4号「職場における腰痛予防対策の推進について」	基発第0618第4号通知
37	令和2年1月15日厚生労働省告示第5号「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」	厚労省告示第5号
38	令和2年1月15日厚生労働省告示第6号「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針の一部を改正する告示」	厚労省告示第6号
39	平成13年4月6日消防庁告示第2号「東京都震災条例に基づく事業所防災計画に関する告示」	消防庁告示第2号
40	昭和55年1月16日社施第5号「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」	社施第5号通知
41	昭和48年4月13日社施第59号「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」	社施第59号通知
42	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
43	令和5年5月19日付こ成保38号・5文科発第483号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
44	足立区小規模保育事業実施要綱(令和7年1月31日最終改正)	区小規模要綱

小規模 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>1 児童の入所状況 (1) 契約書の作成・保有</p>	<p>事業者は、乳幼児を保育する時は、下記に掲げる事項を内容に含む入所契約を保護者等との間で年度ごとに締結することとする。契約書は2通作成し、当事者双方で各1通保管するものとする。</p> <p>《必要事項》 ① 入所する児童の生年月日 ② 保護者等の氏名、住所 ③ 契約期間及び保育時間 ④ 利用者負担額 ⑤ その他保育の提供に当たり必要な事項</p>	<p>1 児童を保育する時は、必要事項を内容に含む入所契約書を2通作成し、双方で各1通保管しているか。</p>	<p>(1) 区小規模要綱第15条</p>	<p>(1) 契約書を2通作成していない。 (2) 契約書を双方で保管していない。 (3) 必要事項①から⑤のうち、不足している項目がある。</p>	<p>A A A</p>
<p>(2) 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、区運営基準条例第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、区運営基準条例第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>区運営基準条例第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用申込者からの申出があった場合には、<u>区運営基準条例第38条第1項の規定による文書の交付に代えて、区運営基準条例第38条第2項で準用する第5条第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定地域型保育事業者は、当該文書を交付したものとみなす。（以下省略）</u></p> <p>3 特定地域型保育事業者は、<u>区運営基準条例第38条第2項で準用する第5条第2項の規定により、区運営基準条例第38条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u>  (1) 区運営基準条例第38条第2項で準用する第5条第2項各号に規定する方法のうち特定地域型保育事業者が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式</p> <p>4 <u>区運営基準条例第38条第2項で準用する第5条第5項の規定による承諾を得た特定地域型保育事業者は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったときは、当該利用申込者に対し、区運営基準条例第38条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び区運営基準条例第38条第2項で準用する第5条第5項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。</u></p>	<p>1 運営規程（重要事項）を交付して説明し、同意を得ているか。 なお、同意については、利用者とのトラブルを避ける観点から、同意書を取得することが望ましい。</p> <p>1 利用申込者の承諾を得て、文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供しているか。</p> <p>1 電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、用いる電磁的方法の種類及び内容を保護者等に示した上で、文書または電磁的方法による承諾を得ているか。</p> <p>1 保護者等から電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があった場合でも電磁的方法により重要事項の提供を行っているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第38条1</p> <p>(1) 区運営基準条例第38条2で準用する第5条2</p> <p>(1) 区運営基準条例第38条2で準用する第5条5</p> <p>(1) 区運営基準条例第38条2で準用する第5条6</p>	<p>(1) 重要事項を交付して説明をしていない、又は特定地域型保育の提供の開始について同意を得ていない。</p> <p>(1) 利用申込者の承諾を得て、文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供していない。</p> <p>(1) 電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、用いる電磁的方法の種類及び内容を保護者等に示した上で、文書または電磁的方法による承諾を得ていない。</p> <p>(1) 保護者等から電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があった場合でも電磁的方法により重要事項の提供を行っている。</p>	<p>C C C C</p>

小規模 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 正当な理由のない提供拒否の禁止	保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	1 正当な理由なく受け入れを拒んでいないか。	(1) 区運営基準条例第39条	(1) 正当な理由なく拒んでいる。	C
(4) あっせん、調整及び要請に対する協力	区が行うあっせん、調整及び要請に対し、協力しなければならない。	1 区が行うあっせん、調整及び要請に協力しているか。	(1) 区運営基準条例第40条	(1) 協力していない。	C
(5) 利益供与等の禁止	特定地域型保育事業者は、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型保育事業者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 また特定地域型保育事業者は、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	1 関与者に対して利益供与又は利益収受を行っていないか。	(1) 区運営基準条例第50条で準用する第29条	(1) 利益供与又は利益収受している。	C
(6) 支給認定ア 受給資格等の確認	必要に応じて、保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、子どもの該当する子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。 なお区から送付されるリストでの確認でよい。	1 必要に応じて、支給認定証を確認しているか。	(1) 区運営基準条例第50条で準用する第8条	(1) 確認していない。	C
イ 保護者に関する区への通知	保護者が偽りその他不正行為によって地域型保育給付費の支給を受け又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して区の長に通知しなければならない。	1 利用者の状況に関して、区に適切に報告をしているか。	(1) 区運営基準条例第50条で準用する第19条	(1) 報告していない。	C

小規模 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
2 基本方針及び組織 (1) 福祉サービスの基本的理念	<p>1 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>2 職員に対し、国籍、信条又は社会的身分等を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>3 福祉サービスは個人の尊厳の保持を旨とし、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じた日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならず、サービスの提供に当たっては、利用者の意向を十分に尊重するよう努めなければならない。</p>	<p>1 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。</p> <p>1 職員に対し国籍、社会的身分等により、差別的取扱いをしたり、信条等を強制したりしていないか。</p> <p>1 利用者の立場に立った福祉サービスを提供するよう努めているか。</p>	<p>(1) 区条例第11条 (2) 区運営基準条例第50条で準用する第24条</p> <p>(1) 労働基準法第3条</p> <p>(1) 社会福祉法第3条、第5条</p>	<p>(1) 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしている。</p> <p>(1) 国籍、社会的身分等により、差別的取扱いをしたり、信条等を強制している。</p> <p>(1) 利用者の立場に立った福祉サービスの提供に努めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(2) 子どもの人権の擁護、虐待の防止	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」）は当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 （参考）保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月 こども家庭庁）</p>	<p>1 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。</p> <p>2 子どもの人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施する等の措置を講じているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第3条4</p> <p>(1) 区運営基準条例第3条4</p>	<p>(1) 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等の体制整備を行っていない。</p> <p>(2) 体制整備が不十分である。</p> <p>(1) 子どもの人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施する等の措置を講じていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
(3) 個人情報保護	<p>事業者が事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性に鑑み、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努める必要がある。保有する個人情報について、次のように取り扱うこと。</p> <p>① 利用目的をできる限り特定すること。</p> <p>② 個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知又は公表すること。</p> <p>③ 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。</p> <p>④ 個人情報漏えいの防止及び漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。</p> <p>⑤ 法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供する際はあらかじめ本人の同意を得ること。</p> <p>⑥ 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。</p>	<p>1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(5)ウ、第4章1(2)イ (2) 個人情報保護に関する法律第15条～第33条</p>	<p>(1) 適切な措置を講じていない。</p> <p>(2) 措置が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>A</p>

小規模 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 秘密保持等	1 特定地域型保育事業者等の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。特定地域型保育事業者等は、職員であった者が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。  <必要な措置(例)> ・ 規程等の整備 ・ 雇用時の取決め 等	1 施設は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	(1) 区条例20条 (2) 区運営基準条例第50条で準用する第27条1,2	(1) 必要な措置を講じていない。  (2) 措置が不十分である。	C  B
	2 特定地域型保育事業者は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、地域型保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書又は区運営基準条例第62条の電磁的記録により当該地域型保育給付認定子どもに係る地域型給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	1 あらかじめ文書又は電磁的記録により子どもの保護者の同意を得ているか。	(1) 区運営基準条例第50条で準用する第27条3、第62条	(1) あらかじめ文書又は電磁的記録による同意を得ていない。  (2) 措置が不十分である。	C  B
(5) 苦情解決	1 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する子ども又は保護者その他の当該子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	(1) 区条例第21条 (2) 区運営基準条例第50条で準用する第30条1 (3) 保育所保育指針第1章1(5)ウ	(1) 苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。  (2) 苦情に迅速かつ適切に対応するための措置が不十分である。	C  B
	2 特定地域型保育事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	1 苦情の内容を記録しているか。	(1) 区運営基準条例第50条で準用する第30条2	(1) 苦情の内容を記録していない。  (2) 内容の記録が不十分である。	C  B
(6) サービスの質の評価等	特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1 福祉サービス第三者評価受審等、サービスの質の向上のための取組をしているか。	(1) 区運営基準条例第45条 (2) 社会福祉法第78条 (3) 子発第0326第10号通知 (4) 24福保指指第638号通知 (5) 6福保指指第641号通知	(1) 第三者評価受審等、サービスの質の向上のための取組を行っていない。	A
(7) 事業の運営についての重要事項に関する規程	1 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。  ① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する特定地域型保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤ 保護者から受領する利用者費用その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥ 利用定員 ⑦ 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項	1 重要事項に関する規程を定めているか。	(1) 区条例第18条 (2) 区運営基準条例第46条	(1) 重要事項に関する規程を定めていない。  (2) 重要事項に関する規程①から⑪の内、不足している項目がある。	C  B

小規模 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 特定地域型保育事業者は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>※ 事務所の中に備え付けてある等、利用者が施設の職員に声をかけないと見ることが出来ない状態は、（施設の見やすい場所に）掲示してあるとは言えない。</p>	<p>1 施設の見やすい場所に重要事項の掲示を行っているか。</p> <p>2 電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第50条で準用する第23条</p> <p>(1) 区運営基準条例第50条で準用する第23条</p>	<p>(1) 施設の見やすい場所に掲示していない。</p> <p>(1) 電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(8) 特定地域型保育施設に係る必要な事項の記録（業務日誌）	<p>特定地域型保育事業者は、保育の提供を行った際は、提供日、内容その他の必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>※ 施設の状況を的確に把握するため、特定地域型保育施設に係る必要な事項の記録（業務日誌）は施設の日常業務を一覧できる内容である必要がある。 施設長等が日々の施設運営上重要と認めることを記録する。</p> <p>&lt;例&gt; 職員及び児童の出欠状況、園行事、会議、出張、来訪者等</p>	<p>1 特定地域型保育施設に係る必要な事項の記録（業務日誌）を適切に作成しているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第50条で準用する第12条</p>	<p>(1) 特定地域型保育施設に係る必要な事項の記録（業務日誌）が未作成である。</p> <p>(2) 特定地域型保育施設に係る必要な事項の記録（業務日誌）の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(9) 記録の整備及び保存	<p>特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる計画及び記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>① 保育の提供に当たった計画 ② 保育に係る必要事項の記録 ③ 区への通知記録 ④ 苦情内容等の記録 ⑤ 事故状況及び処置の記録</p>	<p>1 備えておくべき記録が整備されているか。また、5年間保存しているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第49条2</p>	<p>(1) 備えておくべき記録を整備・保存していない。</p> <p>(2) 備えておくべき記録の整備・保存が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

小規模 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(10) 電磁的記録等	<p>特定地域型保育事業者は記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。(区運営基準条例第62条1)</p> <p>特定地域型保育事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、区運営基準条例第62条第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子処理情報組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定地域型保育事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1)電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの                      ア 特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法。                      イ 特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(2)電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法(区運営基準条例第62条2)</p>				

小規模 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>1 区運営基準条例第62条第2項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、区運営基準条例第62条第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。                      (1)区運営基準条例第62条第2項各号に規定する方法のうち特定地域型保育事業者が使用するもの                      (2)ファイルへの記録の方式</p> <p>3 区運営基準条例第62条第4項の規定による承諾を得た特定地域型保育事業者は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によりしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び2の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>1 ファイルへ記録を出力し、文書を作成することができるか。</p> <p>1 利用申込者に対して、電磁的方法の種類及び内容を示しているか。</p> <p>2 利用申込者から文書又は電磁的方法により承諾を得ているか。</p> <p>1 利用申込者から文書又は電磁的方法で申し出があったときは、記載事項の提供又は同意の取得を電磁的方法ではなく、書面により行っているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第62条3、6</p> <p>(1) 区運営基準条例第62条4、6</p> <p>(1) 区運営基準条例第62条4、6</p> <p>(1) 区運営基準条例第62条5、6</p>	<p>(1) 電磁的方法により記載事項を交付又は同意を得ようとする場合に、利用申込者がファイルへ記録を出力できない。</p> <p>(1) 利用申込者に対して、電磁的方法の種類及び内容を示していない。</p> <p>(1) 利用申込者から文書又は電磁的方法により承諾を得ていない。</p> <p>(1) 利用申込者から文書又は電磁的方法で申し出があったにもかかわらず、記載事項の提供又は同意の取得を書面ではなく電磁的方法で行っている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>



小規模 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>4 公定価格加減調整 要件等の詳細については留意事項通知による。</p> <p>(1) 管理者設置減算 管理者を配置していない事業所に適用する。</p> <p>【参考】計算方法等</p> <p>① 乳幼児の定員数について、区条例第29条第2項各号の区分ごとに対応する保育従事職員数で除して小数点第1位(小数点第2位以下切り捨て)まで求め、各区分ごとに算定した数を合計して小数点以下を四捨五入して得た数と、乳幼児の在籍数について、これと同様の計算により得た数とを比較し、いずれが多い方とする。</p> <p>② 次に掲げる条件の全てを満たすときは、第2号に規定する算出方法により算出した保育従事職員に常勤職員以外の職員を充てることができる。</p> <p>ア 常勤職員の保育士が各組・各グループに1名以上(乳児を含む各組・各グループであって、当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、2名以上)配置されていること。</p> <p>イ 常勤職員に代えて常勤職員以外の職員を充てる場合の勤務時間数を上回ること。</p> <p>③ 開所時間中については、現に登園している乳幼児数に対し、区条例第29条第2項及び第31条第2項に定める基準により算出した数以上の保育従事職員を配置し、開所時間中は、2人以上の保育従事職員を配置するように努めなければならない。</p> <p>&lt;常勤職員の定義&gt; 各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち</p> <p>① 期間の定めのない労働契約を結んでいる者(ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。)</p> <p>② 労働基準法施行規則により、明示された就業場所が当該保育所であること。</p> <p>③ 当該事業所の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数に達している者(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上である者に限る)又は1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し、社会保険の被保険者であること。</p>	<p>1 管理者を設置していない場合、管理者設置減算を行っているか。</p>	<p>(1) 支援法第29条 (2) 内閣府告示第49号 (3) 留意事項通知 (4) 区小規模要綱第2条(5) (5) 区小規模要綱第10条(2)、(4) (6) 区小規模要綱第13条</p>	<p>(1) 管理者を設置していないにも関わらず、管理者設置減算を行っていない。</p>	<p>C</p>
<p>(2) 職員の資格保有</p>	<p>1 施設長、保育士及び嘱託医等については、それぞれの資格を有していなければならない。</p> <p>施設長は、次の要件を満たす者又は教育委員会が適当と認めた者でなければならない。</p> <p>① 保育士資格を有し、児童福祉施設、東京都認証保育所又は区市町村が認定する保育施設において、1日6時間以上、20日以上、かつ同一施設で継続して1年以上保育士として勤務した実績があること。</p> <p>② 専任の常勤職員であることとし、他の施設と兼任しないこと。ただし前号①の規定により算出した保育従事職員との兼任を可とする。</p>	<p>1 資格を要する職種において、要件を満たしているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第5章1(1)2(1) (2) 区条例第30条及び第32条で準用する第25条、29条、第31条 (3) 区運営基準条例第44条 (4) 区小規模要綱第14条</p>	<p>(1) 要件を満たしていない。</p>	<p>C</p>

小規模 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 採用、退職	2 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。	1 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用していないか。	(1) 児童福祉法第18条23	(1) 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用している。	C
	1 事業主は、募集及び採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えなくてはならない。	1 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。	(1) 均等法第5条	(1) 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしていない。	B
	2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。 ① 労働契約の期間に関する事項 ② 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項(通算契約期間)又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。 ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項(就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。) ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 ⑤ 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 ⑥ 退職に関する事項(解雇の事由を含む) 上記の事項については、必ず明示しなければならず、また昇給に関する事項を除き、書面交付の方法により明示する必要がある。	1 職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。	(1) 労働基準法第15条1 (2) 労働基準法施行規則第5条	(1) 採用時に労働条件の明示がない。  (2) 採用時に労働条件の明示が不十分である。	B  A
(4) 関連帳簿の整備	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。なお、記載事項を満たしていれば様式は問わず、他の帳簿とあわせて調製しても可。 (1) 資格証明書(保育士証の写し、医師免許証の写し等) (2) 履歴書 (3) 労働者名簿 <記載事項> ①氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所 ⑥従事する業務の種類 ⑦雇入れ年月日 ⑧退職年月日及びその理由 ⑨死亡年月日及びその原因等	1 関連帳簿を整備しているか。	(1) 区条例第19条 (2) 区運営基準条例第49条 (3) 労働基準法第107条、第109条 (4) 労働基準法施行規則第53条、第59条の2 (5) 区小規模要綱第8条及び別表(第8条関係)	(1) 関連帳簿を整備していない。  (2) 関連帳簿の記載内容が不十分である。  (3) 関連帳簿を保存していない。	C  B  B
4 勤務状況 (1) 勤務体制	施設における職員の労働時間や休日等の勤務体制は、労働基準法を遵守すること。	1 勤務体制が労働基準法上、適正か。	(1) 労働基準法第32条～第41条	(1) 勤務体制が労働基準法上、適正でない。	B
(2) 均等な待遇の確保	1 事業主は、労働者の配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職及び解雇等について性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。	1 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。	(1) 均等法第6条～第9条	(1) 性別による差別的取扱いをしている。	B
	2 事業主は、女性労働者が母子健康法による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。 また、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならない。	1 妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、保健指導等の時間を確保しているか。 また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。	(1) 均等法第12条、第13条	(1) 保健指導等を受けるための時間を確保していない。  (2) 勤務の軽減等必要な措置を講じていない。	B  B

小規模 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 勤務状況の帳簿の整備	<p>職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しなければならない。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤・退勤に関するもの(タイムカード)</li> <li>・出張(外出)に関するもの</li> <li>・所定時間外勤務に関するもの</li> <li>・休暇取得に関するもの 等</li> </ul>	1 勤務関連帳簿を整備しているか。	<p>(1) 区条例第19条</p> <p>(2) 区運営基準条例第49条1</p> <p>(3) 労働基準法第109条</p> <p>(4) 労働基準法施行規則第24条の7</p> <p>(5) 労働安全衛生法第66条の8の3</p> <p>(6) 労働安全衛生規則第52条の7の3</p>	<p>(1) 勤務に関する帳簿を整備していない。</p> <p>(2) 勤務に関する帳簿の一部が整備されていない。又は記録の内容に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
5 職員給与等の状況 (1) 就業規則	<p>常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければならない。また、掲示、備え付け、文書による交付等の方法により、労働者に周知しなければならない。</p> <p>10人未満の施設は作成の義務はないが、労働条件明示の観点から作成することが望ましい。</p>	1 就業規則を整備しているか。	(1) 労働基準法第32条～第41条、第89条、第90条、第106条	<p>(1) 就業規則を作成していない。</p> <p>(2) 就業規則を届け出していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
(2) 本俸・諸手当	<p>職員の給与については、給与規程を整備するとともに、適正に支給することが必須である。</p> <p>給与規程は、就業規則の一部であり、作成、改正、届出等についても就業規則と一体のものであるが、職員の給与は職員の処遇上極めて重要であるから、適正に整備されていることが必須である。</p>	1 給与は適正に支給されているか。	(1) 労働基準法第15条、第24条～第28条、第37条、第89条	<p>(1) 給与規程を整備していない。</p> <p>(2) 本俸・諸手当を規程どおり支給していない。</p> <p>(3) 初任給を規程どおりに決定していない。</p> <p>(4) 昇給及び昇格を規程どおりに行っていない。</p> <p>(5) 適正な給与水準となっていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(3) 社会保険	<p>職員5人以上を使用する事業所は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険のいずれの保険においても、被保険者として強制加入又は強制適用されることとなり、原則として保育所は社会保険に加入の義務がある。</p>	1 社会保険への加入は適正か。	<p>(1) 健康保険法第3条</p> <p>(2) 健康保険法施行規則第24条</p> <p>(3) 厚生年金保険法第6条1</p> <p>(4) 厚生年金保険法施行規則第15条</p> <p>(5) 雇用保険法第5条</p> <p>(6) 雇用保険法施行規則第6条</p> <p>(7) 労働者災害補償保険法第3条1</p>	<p>(1) 健康保険、厚生年金等いずれかの保険に未加入である。</p> <p>(2) 加入はしているが、いずれかの保険に未加入者がいる。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
(4) 賃金台帳	<p>使用者は、賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他法令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。</p>	1 賃金台帳を整備しているか。	<p>(1) 労働基準法第108条、109条</p> <p>(2) 労働基準法施行規則第54条</p>	(1) 賃金台帳を整備・保管していない。	B

小規模 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>6 健康管理</p> <p>(1) 安全衛生管理体制</p>	<p>労働者の健康の確保は、事業の円滑な遂行に不可欠な条件であり、法の定めにより定期的に健康診断を実施するとともに、労働者の安全又は衛生のための教育等が必要である。</p> <p>① 労働者が常時50人以上の施設においては、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出ること。</p> <p>② 労働者が常時50人以上の施設においては、労使で構成する衛生委員会を設け、法定の事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べさせること(月1回以上)。</p> <p>③ 労働者が常時10人以上50人未満の施設においては、衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた職務を行わせること。また、衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会を設けること。</p>	<p>1 (職員が常時10人以上50人未満の施設において)衛生推進者を選任しているか。</p>	<p>(1) 労働安全衛生法第12条の2 (2) 労働安全衛生規則第12条の2～4</p>	<p>(1) 衛生推進者を選任していない。 (2) 衛生推進者を職員に周知していない。</p>	<p>B B</p>
<p>(2) 職員健康診断</p>	<p>常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。(※雇入時健康診断)</p> <p>定期健康診断は1年以内ごとに1回、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。また、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。</p> <p>なお、1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き使用されている者で、就労時間が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に行うこと。</p> <p>1 結核診断の結果結核の発病のおそれがある者に対して、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査を行うこと。</p> <p>2 健康診断個人票を作成して、これを5年保存すること。</p> <p>3 労働者が常時50人以上の施設においては、健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出すること。</p> <p>4 腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する者に対しては、定期に医師による腰痛の健康診断を実施することが望ましい。</p> <p>※雇入時健康診断項目</p> <p>① 既往歴・業務歴、自覚症状・他覚症状、血圧、尿検査</p> <p>② 身長、体重、視力、聴力</p> <p>③ 腹囲、胸部X線、貧血(血色素量・赤血球数)、肝機能AST(GOT)、ALT(GPT)、<math>\gamma</math>-GT(<math>\gamma</math>-GTP)、血中脂質(LDLコレステロール)、(HDLコレステロール)中性脂肪(血清トリグリセライド)、血糖(HbA1cでも可)、心電図</p>	<p>1 健康診断を適切に実施しているか。</p> <p>2 結果の記録を作成・保存しているか。</p>	<p>(1) 区条例第17条4 (2) 労働安全衛生法第66条 (3) 労働安全衛生規則第43条～45条 (4) 感染症法第53条の2 (5) 感染症法施行規則第27条の2 (6) 雇均発第1012第3号通知第3.11(4)ト (7) 基発0618第4号通知 (8) 区小規模要綱第7条</p> <p>(1) 労働安全衛生規則第51条</p>	<p>(1) 健康診断が未実施である。 (2) 調理、調乳に携わる者に健康診断の未受診者がいる。 (3) 健康診断の未受診者がいる。 (4) 健康診断の実施方法、周期、項目が不適切である。</p> <p>(1) 健康診断実施記録の整備が不十分である。</p>	<p>C C B B B</p>

小規模 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
7 職員研修	<p>施設の職員は、知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>施設は、職員に対し資質の向上及び人材確保のため、研修体系を構築し、研修等の充実を図るとともに、職員の自己研鑽が図られるよう、業務の中で必要な知識や技術を習得できる体制や、職場内や外部の研修受講の機会等の確保に努めなければならない。</p> <p>① 職員に対し、体系的な研修計画(施設内研修、施設外研修)が立てられていること。</p> <p>② 職員の研修に関する要望を聴取し、計画に反映させること。</p> <p>③ 研修終了後、報告をさせ、不参加の職員にも研修内容を周知させること。</p> <p>④ 研修効果を把握し、今後の研修計画に反映させること。</p>	<p>1 研修を実施しているか。</p> <p>2 研修計画を立てているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第5章3、4 (2) 区条例第9条 (3) 区条例第30条及び第32条で準用する第25条 (4) 区運営基準条例第44条</p> <p>(1) 保育所保育指針第5章3、4 (2) 区運営基準条例第44条 (3) 区条例第30条及び第32条で準用する第25条</p>	<p>(1) 研修を実施していない。</p> <p>(2) 研修の実施が不十分である。</p> <p>(1) 研修計画が立てられていない。</p> <p>(2) 研修計画の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
8 施設長の責務	<p>1 施設長は、運営管理全般の統括、利用者との連絡調整、地域社会との連携など施設長としての職責を十分果たす必要がある。</p> <p>施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること。</p> <p>また、保育士等の自己評価及び保育所の自己評価等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を作ること。</p> <p>※ 施設長は職務に専念する必要があるが、同一敷地内においても専任が望ましいものである。施設長は、保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため専任若しくは専任に準ずる者であること。専任若しくは専任に準ずる者とは、常時実際にその保育所の運営管理の業務に専従し、かつ有給の者であること。従って、2以上の施設若しくは他の業務と兼務し、保育所長としての職務を行っていない者は施設長に該当しない。</p> <p>2 職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を越えたものよりその労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 施設長はその職責を果たしているか。</p> <p>1 セクシュアル・ハラスメントに関する方針を明確化し、周知・啓発しているか。 また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか。</p> <p>1 パワー・ハラスメントに関する方針を明確化し、周知・啓発しているか。 また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第5章2 (2) 区条例第30条及び第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条</p> <p>(1) 均等法第11条</p> <p>(2) 厚労省告示第6号</p> <p>(1) 労働施策総合推進法第30条の2 (2) 厚労省告示第5号</p>	<p>(1) 運営管理上問題が生じている。</p> <p>(2) 運営管理上問題が生じている(軽微な場合)。</p> <p>(1) セクシュアル・ハラスメントの防止や必要な対策を講じていない。</p> <p>(1) パワー・ハラスメントの防止や必要な対策を講じていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

小規模 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>9 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況</p>	<p>1 設備の基準 (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。 (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。 イ 保育室等が設けられている階に応じ、区分ごとに、必要な施設又は設備が一以上設けられていること。</p> <p>2階 [常用] 1 屋内階段 2 屋外階段 [避難用] 1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段 ※ 3階以上については、区条例参照 ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 エ 小規模保育事業所A型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p>	<p>1 構造設備が基準を満たしているか。</p> <p>2 在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。</p>	<p>(1) 区条例第28条、第32条 (2) 区小規模要綱第9条</p> <p>(1) 区条例第28条、第32条 (2) 区小規模要綱第9条</p>	<p>(1) 構造、設備が基準を満たしていない。</p> <p>(1) 基準面積が不足している。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

小規模 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。</p> <p>2 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>1 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。</p>	<p>(1) 区条例第14条3</p>	<p>(1) 必要な医薬品等が整備・管理されていない。</p>	<p>C</p>
<p>(2) 建物設備の安全、衛生</p>	<p>1 施設の設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p> <p>具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。</p> <p>そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。</p> <p>2 施設を利用している者の使用する設備等については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 建築物及び建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならない。</p> <p>建築物 3年毎(※)                  建築設備 毎年(※)                  昇降機 毎年</p> <p>※ 児童福祉施設の場合、300平方メートルを超える規模のもの又は3階以上の階で、その用途に供する部分が対象になる。ただし、平屋建てで500平方メートル未満のものは除く。</p>	<p>1 構造設備に危険な箇所はないか。</p> <p>2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。</p> <p>1 保育室、便所等設備が清潔であるか。</p> <p>1 建築物及び建築設備等の定期検査を行っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(1)                  (2) 区条例第5条6                  (3) 区条例第30条及び第32条で準用する第25条                  (4) 区運営基準条例第44条                  (5) 区小規模要綱第5条</p> <p>(1) 区条例第5条6                  (2) 区小規模要綱第4条</p> <p>(1) 区条例第5条6                  (2) 区小規模要綱第4条</p> <p>(1) 建築基準法第12条1～4</p>	<p>(1) 構造設備に危険な箇所がある。</p> <p>(2) 備品が損傷して危険である。</p> <p>(3) 危険物が放置されている。</p> <p>(4) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。</p> <p>(1) 採光・換気等が悪い。</p> <p>(1) 衛生上、著しく問題がある。</p> <p>(2) 衛生管理が不十分である。</p> <p>(1) 建築物及び建築設備等の定期検査報告を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

小規模 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
10 災害対策の状況 (1) 管理体制(防火管理者)	<p>防火管理者は、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の事項について当該防火対象物の管理について権限を有する者の指示を受けて消防計画を作成することとされている。</p> <p>(1) 選任(解任)・届出 施設においては、防火管理者を選任し、所轄の消防署に遅滞なく届け出なければならない。</p> <p>(2) 資格 消防法施行令に規定する資格が必要である。</p> <p>(3) 業務 防火管理者は、防火管理上必要な業務を誠実に遂行するとともに、消防用設備等の点検及び整備、又は適切な防火管理上の指示を与えなければならない。</p> <p>&lt;業務内容&gt;</p> <p>① 消防計画の作成 ② 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施 ③ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備 ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督 ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ⑥ 収容人員の管理 ⑦ その他防火管理上必要な業務</p>	<p>1 防火管理者を選任し、届出しているか。 また、管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。</p> <p>2 防火管理者としての業務が適正に行われているか。</p>	<p>(1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条 (3) 消防法施行規則第3条の2</p> <p>(1) 消防法施行令第3条の2</p>	<p>(1) 防火管理者を選任していない。</p> <p>(2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者を選任していない。</p> <p>(3) 防火管理者の届出をしていない。</p> <p>(1) 防火管理者としての業務が適正に行われていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(2) 防火対策	<p>保育室が3階以上にある場合、カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならない。</p>	<p>1 カーテン、絨毯等は防災性能を有しているか。</p>	<p>(1) 区条例第28条1(7)、第32条 (2) 消防法第8条の3 (3) 消防法施行令第4条の3 (4) 消防法施行規則第4条の3</p>	<p>(1) カーテン、絨毯等が防災性能を有していない。 (※保育室が3階以上にある場合はC)</p>	B
(3) 消防計画等	<p>1 消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。</p> <p>(1) 消防計画の策定 非常災害時における児童の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を策定しなければならない。なお、消防計画の内容は、消防法令等に定める項目を満たすこと。</p> <p>(2) 消防署への届出 計画策定者は防火管理者であり、消防署に届け出なければならない。</p> <p>2 事業者は、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。 ・消防計画に、事業所防災計画に規定すべき事項を定めること。</p> <p>3 区地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区長に報告しなければならない。</p>	<p>1 消防計画を作成しているか。</p> <p>2 消防計画を所轄消防署に届出しているか。</p> <p>1 地震防災計画(事業所防災計画)を作成しているか。</p> <p>1 避難確保計画を作成し、区長に報告しているか。</p>	<p>(1) 消防法第8条 (2) 消防法第8条の3 (3) 消防法施行規則第3条</p> <p>(1) 消防法施行規則第3条</p> <p>(1) 東京都震災対策条例第10条 (2) 東京都帰宅困難者対策条例第4条4 (3) 社施第5号通知 (4) 消防庁告示第2号</p> <p>(1) 水防法第15条の3第1項、第2項</p>	<p>(1) 消防計画を作成していない。</p> <p>(2) 消防計画の内容に不備がある。</p> <p>(1) 消防計画を届出していない。</p> <p>(2) 変更の届出をしていない。</p> <p>(1) 事業所防災計画を作成していない。</p> <p>(2) 事業所防災計画の内容に不備がある。</p> <p>(1) 避難確保計画を作成していない。</p> <p>(2) 区長に報告していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>

小規模 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 消防署の立入検査	消防法第4条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、施設として速やかに指示事項を改善すること。	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	(1) 消防法第4条	(1) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていない。 (2) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分である。	B A
(5) 防災訓練等	<p>1 家庭的保育事業者等は避難及び消火に対する訓練を、少なくとも毎月1回行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難及び消火訓練を毎月1回以上実施すること(図上訓練は含まない)。</li> <li>・ 消防計画に沿った訓練が定期的に行われること。</li> <li>・ 訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。</li> <li>・ 訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。</li> </ul> <p>なお、防災訓練については、少なくとも年1回は引渡し訓練を含んだものを行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。</p> <p>2 実施状況の記録は、実地の反省及び今後の訓練等の貴重な資料となるので、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録する必要がある。</p> <p>訓練方法については、実効ある訓練を確保する見地から、災害発生の想定時間、発生場所等が十分に検討されたものであるかどうか確認し、訓練そのものが情性的なものにならないようにする。</p> <p>なお、原則として、訓練は全職員が参加して実施すること。</p> <p>3 区地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、水害に対する訓練を実施し、その結果を区長に報告しなければならない。</p>	1 避難・消火訓練を毎月実施しているか。	(1) 区条例第7条 (2) 消防法施行令第3条の2第2項	(1) 避難及び消火訓練を実施していない月がある。 (2) 実施方法が不適切である。	C A
		2 地震想定訓練を実施しているか。	(1) 社施第5号通知	(1) 地震想定訓練を実施していない。	A
		1 訓練結果の記録を整備しているか。	(1) 消防法施行規則第4条の2の4第2項 (2) 火災予防条例第55条の4第2項	(1) 訓練記録が整備されていない。 (2) 訓練記録が不十分である。	B A
		1 避難確保計画で定めるところにより、水害に対する訓練を実施しているか。	(1) 水防法第15条の3第5項	(1) 避難確保計画で定めるところにより、水害に対する訓練を実施していない。 (2) 区長に報告していない。	B B

小規模 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 保安設備	1 施設においては、消火器等の消火器具非常口その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにする。	1 消防用設備等の点検及び報告をしているか。	(1) 消防法第17条の3の3	(1) 消防用設備等の点検及び報告をしていない。	B
		2 消防用設備等の自主点検をしているか。	(1) 消防法施行令第3条の2第2項、第4項 (2) 社施59号通知6	(1) 消防用設備等の自主点検をしていない。	B
		3 点検後の不良箇所を改善しているか。	(1) 社施59号通知6	(1) 不良箇所の改善を行っていない。	B
	2 非常警報器具又は非常警報設備の設置 (1) 区条例による設置 3階以上の保育所	1 非常警報器具又は非常警報設備を設置しているか。	(1) 区条例第28条(7)キ (2) 消防法施行令第24条	(1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。	B A
	(2) 消防法施行令による設置 ① 非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備) 収容人員50人以上の場合に設置 ただし、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。	1 消防機関へ火災を通報する設備を設置しているか。	(1) 消防法施行令第23条	(1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。	B A
	② 非常警報器具(警鐘、手動式サイレン、その他) 収容人員20人以上50人未満のとき ただし、自動火災報知設備又は非常警報設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。				
3 消防機関へ通報する設備等の設置 (1) 区条例による設置 ① 消防機関へ火災を通報する設備 3階以上の保育所					
(2) 消防法施行令による設置 ① 自動火災報知機設備 延面積が300㎡以上の防火対象物 ② 消防機関へ通報する火災報知設備 延面積が500㎡以上の防火対象物 ③ 漏電火災報知機 特定の場所を準不燃材以外の材料で造った場合で、延面積が300㎡以上又は契約電気量50Aを超える場合	2 自動火災報知機等を設置しているか。	(1) 消防法施行令第21条、第22条	(1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。	B A	

小規模 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 安全対策	<p>法人及び施設管理者並びに従事者は、児童の安全の確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保に努めなければならない。</p> <p>外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の共通理解を図り、役割を明確にし、協力体制をとる。</li> <li>・ 施設設備面の安全確保を図り、点検する。</li> <li>・ 関係機関や地域との連携を図る。</li> </ul> <p>◎ 安全計画</p> <p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、上記の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	<p>1 安全対策について、必要な措置を講じているか。</p> <p>2 安全計画を策定しているか。</p> <p>3 安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>4 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)</p> <p>(2) 区条例第7条の2第1項</p> <p>(3) 区条例第30条及び第32条で準用する第25条</p> <p>(4) 区運営基準条例第44条</p> <p>(5) 雇児総発第402号通知1、2</p> <p>(1) 区条例第7条の2第1項</p> <p>(1) 区条例第7条の2第2項</p> <p>(1) 区条例第7条の2第3項、第4項</p>	<p>(1) 安全対策について、必要な措置を講じていない。</p> <p>(2) 安全対策について、必要な措置が不十分である。</p> <p>(1) 安全計画を策定していない。</p> <p>(1) 安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施していない。</p> <p>(1) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>
(8) 自動車を運行する場合の所在の確認	<p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれを並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る)を行わなければならない。</p>	<p>1 利用乳幼児の所在の見落としを防止する装置を用いて、降車の際の所在確認を行っているか。</p>	<p>(1) 区条例第7条の3第2項</p>	<p>(1) 利用乳幼児の所在見落としを防止する装置を用いて、降車の際所在確認を行っていない。</p>	<p>C</p>

# 保 育 内 容 編

## 目

1 保育の状況	
(1) 保育所保育に関する基本原則	1
(2) 人権の尊重	2
(3) 養護に関する基本的事項	3
(4) 全体的な計画の作成	3
(5) 指導計画	3
(6) 保育内容等の評価	5
(7) 保育の体制	6
(8) 整備すべき帳簿	6
(9) 保護者とのコミュニケーション	6
2 食事の提供の状況	
(1) 食育計画	7
(2) 食事計画と献立業務	7
(3) 食事の提供	8
(4) 衛生管理	9
(5) 届出等	10
(6) 調理業務委託	11

## 次

3 健康・安全の状況	
(1) 保健の計画	11
(2) 児童健康診断	11
(3) 健康状態の把握	12
(4) 虐待等への対応	12
(5) 疾病等への対応	13
(6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	14
(7) 子どもの安全確保	15
(8) 事故発生時の対応	17

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
3	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
4	平成26年9月30日条例第54号「足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」	区条例
5	平成26年9月30日条例第55号「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」	区運営基準条例
6	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止等に関する法律
7	平成17年6月17日法律第63号「食育基本法」	食育基本法
8	昭和23年7月13日厚生省令第23号「食品衛生法施行規則」	食品衛生法施行規則
9	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
10	平成28年2月18日雇児発0218第2号「保育所等における保育士配置に係る特例について」	雇児発0218第2号通知
11	令和2年2月14日子保発0214第1号「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について」	子保発0214第1号通知
12	令和2年3月31日子母発0331第1号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」	子母発0331第1号通知
13	平成20年3月7日雇児総発第0307001号、社援基発0307001号、障企発第0307001号、老計発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	雇児総発第0307001号通知
14	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号通知

No.	関係法令及び通知等	略称
15	平成29年6月16日生食発0616第1号、5輸国第1027号「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」	生食発0616第1号通知
16	令和2年8月5日薬生食監発0805第3号「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」	薬生食監発0805第3号通知
17	平成17年2月22日健発第022002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」	雇児発第0222001号通知
18	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
19	令和4年6月13日府子本第679号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	府子本第679号通知
20	令和7年3月21日こ成安第45号、6教参学第52号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	こ成安第45号通知
21	令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学第51号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第44号通知
22	法による営業の許可や届出を要しない小規模給食施設及びボランティア等による食事の提供について	2福保健食第2373号通知
23	令和7年10月27日7福祉子保第2951号「保育所等における虐待等通報・相談について」	7福祉子保第2951号通知
24	令和6年2月8日5福祉子保第3004号「保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について」	5福祉子保第3004号通知
25	令和7年3月31日6福祉子保第5649号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	6福祉子保第5649号通知
26	足立区小規模保育事業実施要綱(令和7年1月31日最終改正)	区小規模要綱
27	令和5年12月1日5教子指発第1276号「腸内細菌検査(検便)陽性判明時の対応について」	5教子指発第1276号通知
28	令和6年9月17日6足教子指発第774号「土・日・祝日、開庁時間外の腸内細菌検査(検便)陽性判明時の対応について」	6足教子指発第774号通知
29	令和6年11月26日6足教子指発第1056号「感染症発生時の報告について」	6足教子指発第1056号通知
30	令和5年3月13日4足教子指発第1600号「睡眠時の観察について」	4足教子指発第1600号通知

No.	関係法令及び通知等	略称
31	令和7年3月25日6足教子幼発第4424号「保育施設における事故等の連絡について」	6足教子幼発第4424号通知
32	令和8年3月24日7足教子幼発第4359号「保育施設における事故等の連絡について」	7足教子幼発第4359号通知
33	令和4年10月5日4足教子指発第787号「緊急時(けいれん・頭部打撲)の対応について」	4足教子指発第787号通知

小規模 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>1 保育の状況 (1) 保育所保育に関する基本原則</p>	<p><b>【役割】</b> 保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場で行わなければならない。(保育所保育指針)</p> <p>保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。(保育所保育指針)</p> <p>特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。(区運営基準条例)</p> <p><b>【目標】</b> 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。(保育所保育指針)</p> <p>保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育者等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。(保育所保育指針)</p> <p>家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(以下、「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。(一部省略)(区条例)</p> <p><b>【保育の方法】</b> 保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。(保育所保育指針)</p> <p>① 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。</p> <p>② 子どもたちの生活のリズムを大切に、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。</p> <p>③ 子どもたちの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもたちの個人差に十分配慮すること。</p>	<p>1 保育の内容は適切か。</p>	<p>(1) 支援法第2条 (2) 保育所保育指針第1章、第2章 (3) 区条例第3条、第30条又は第32条で準用する第25条 (4) 区運営基準条例第3条、第44条</p>	<p>(1) 保育の内容が適切ではない。  (2) 保育の内容が不十分である。</p>	<p>C  B</p>

小規模 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>④ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。</p> <p>⑤ 子どもが自発的・意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。</p> <p>⑥ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。</p>				
(2) 人権の尊重 ア 人格を尊重した保育	<p>保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育する。(以下省略) (保育所保育指針)</p> <p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。(区条例)</p> <p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的扱いをしてはならない。(区条例)</p>	1 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア、2(2)イ(ア)②、③</p> <p>(2) 区条例第5条1、第11条、第30条又は32条で準用する第25条</p> <p>(3) 区運営基準条例第3条2、第44条</p>	<p>(1) 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。</p> <p>(2) 子ども一人一人の人格を尊重した保育が不十分である。</p>	C B
イ 虐待等の行為	<p>家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為(下記に記載)その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。(区条例)</p> <p>① 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>② 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>③ 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の子どもによる①、②又は④の行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>④ 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	1 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	<p>(1) 児童福祉法第33条の10第1項</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア</p> <p>(3) 区条例第12条、第30条又は第32条で準用する第25条</p> <p>(4) 区運営基準条例第3条2、第44条</p> <p>(5) 児童虐待の防止等に関する法律第3条</p> <p>(6) 7福祉子保第2951号通知</p>	(1) 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。	C

小規模 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 養護に関する基本的事項	<p>保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。（保育所保育指針）</p> <p>家庭的保育事業者等を利用している乳児又は幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。（一部省略）（区条例）</p>	<p>1 養護の内容は適切か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしているか。</li> <li>一人一人の子どもの気持ちを受容し、共感しながら、子どもと継続的な信頼関係を築いているか。等</li> </ul>	<p>(1) 保育所保育指針第1章2 (2) 区条例第3条1、第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第3条1、第44条</p>	<p>(1) 養護の内容が適切ではない。 (2) 養護の内容が不十分である。</p>	<p>C B</p>
(4) 全体的な計画の作成	<p>保育所は、1の(2)に示した保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。（保育所保育指針）</p> <p>全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。（保育所保育指針）</p> <p>全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。（保育所保育指針）</p>	<p>1 全体的な計画を作成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育所の理念・方針・目標</li> <li>発達過程・発達の連続性</li> <li>地域の実態に合わせた保育</li> <li>社会的責任・人権尊重・説明責任・情報保護・苦情解決</li> <li>特色ある保育</li> <li>食育</li> <li>衛生・保険 等</li> </ul>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(1) (2) 区条例第19条、第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条、49条2(1) (4) 区小規模要綱第8条及び別表(第8条関係)</p>	<p>(1) 全体的な計画を作成していない。</p>	<p>C</p>
(5) 指導計画 ア 指導計画の作成	<p>保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。（保育所保育指針）</p> <p>指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。（保育所保育指針）</p> <p>一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。（保育所保育指針）</p>	<p>1 長期及び短期的な指導計画を作成しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(2) (2) 区条例第19条、第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条、49条2(1) (4) 区小規模要綱第8条及び別表(第8条関係)</p>	<p>(1) 長期及び短期的な指導計画を作成していない。 (2) 指導計画の内容が不十分である。</p>	<p>C B</p>
イ 作成上の留意事項 (ア) 発達過程に応じた保育	<p>1 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。（保育所保育指針）</p> <p>異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。（保育所保育指針）</p>	<p>1 個別的な指導計画を作成しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(2)イ(ア)、イ(ウ) (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条、49条2(1)</p>	<p>(1) 個別的な指導計画を作成していない。 (2) 個別的な指導計画の内容が不十分である。</p>	<p>B B</p>

小規模 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。（保育所保育指針）</p> <p>午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。（保育所保育指針）</p>	<p>1 個人差に応じ、睡眠等の適切な休息に配慮しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(2)エ、オ (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条</p>	<p>(1) 個人差に応じた睡眠等の適切な休息に配慮していない。  (2) 休息のために安全な環境を確保していない。</p>	<p>B  B</p>
(イ) 長時間にわたる保育	<p>長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。（保育所保育指針）</p>	<p>1 長時間にわたる保育について、保育の内容等を指導計画に位置付け、適切に対応しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(2)エ、カ (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条</p>	<p>(1) 長時間にわたる保育について、指導計画への位置付け及び対応が不十分である。</p>	B
(ウ) 障がいのある子どもの保育	<p>1 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。（保育所保育指針）</p> <p>2 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。（保育所保育指針）</p>	<p>1 障がいのある子どもの保育について、発達過程や障がいの状態を把握し、指導計画の中に位置付け、適切に対応しているか。</p> <p>1 障がいのある子どもの保育について、家庭や専門機関と連携しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(2)キ (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章2(2)ウ、第4章2(2)イ (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条</p>	<p>(1) 障がいのある子どもの保育について指導計画への位置付け及び対応が不十分である。</p> <p>(1) 障がいのある子どもの保育について、家庭や専門機関との連携が不十分である。</p>	<p>B  B</p>
ウ 指導計画の展開	<p>1 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。（保育所保育指針）</p> <p>① 施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。</p> <p>② 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>③ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。</p> <p>④ 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。</p>	<p>1 指導計画に基づく保育及び保育内容の見直しを行い、改善を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指導計画には子どもの成長や日々の活動を通しての保育の振り返りを記録しているか。</li> <li>記録を踏まえて、指導計画に基づく教育・保育を実践し、振り返り、見直しているか（PDCAサイクル）。</li> </ul>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(3)、(5) (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条</p>	<p>(1) 指導計画に基づく保育及び保育内容の見直し、改善が不十分である。</p>	B

小規模 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 特定地域型保育事業所は、保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。（区運営基準条例）</p>	<p>1 保育日誌を作成しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(3)エ (2) 区条例第19条、第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第50条で準用する第12条、第44条 (4) 区小規模要綱第8条及び別表(第8条関係)</p>	<p>(1) 保育日誌を作成していない。  (2) 保育日誌の記録が不十分である。</p>	<p>C  B</p>
(6) 保育内容等の評価	<p>1 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。（保育所保育指針）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。（保育所保育指針）</li> <li>・ 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。（保育所保育指針）</li> <li>・ 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（区運営基準条例）</li> </ul>	<p>1 保育士等は自己評価を通じて専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育の計画や記録を通して、実践の振り返りをしているか。</li> <li>・ 振り返りをもとに、保育の改善を行っているか。等</li> </ul>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(4)ア、イ、(5)、第5章1 (2) 区条例第5条3、第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条、第45条1</p>	<p>(1) 保育士等の自己評価を行わず、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。</p>	<p>B</p>
	<p>2 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。（保育所保育指針）</p> <p>家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（区条例）</p>	<p>1 保育内容等について、自ら施設の評価を行い、公表しているか。</p> <p>【施設の自己評価の具体的事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 施設独自の自己評価 → 職員の意見をまとめた「考察」と「改善点」等を記載する。</li> <li>② 運営全般に関する保護者アンケート → 集計や自由意見の掲載のみではなく、それを受けた施設としての「考察」と「改善点」等を記載する。</li> <li>③ 保育実践振り返りシートの活用P56～ → 職員の意見をまとめた「考察」と「改善点」等を記載する。等</li> </ol> <p>※ 第三者評価を実施する年度は、これをもって施設の自己評価とすることができる。</p> <p>【公表の具体的事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 紙面配付・園だより掲載・電子配信 → 家庭ごとに配付・配信</li> <li>② 閲覧・掲示・ホームページ → 保護者にその旨を園だより等で確実に周知する。等</li> </ol>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(4)イ、(5) (2) 区条例第5条3、4、第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条、第45条</p>	<p>(1) 施設の自己評価を行っていない。  (2) 施設の自己評価を公表していない。</p>	<p>C  B</p>

小規模 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 保育の体制 ア 保育時間、開所時間及び開所日数	開所は次に掲げる日を除く日とする。 (1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日 (3) 年始 1月2日及び3日 (4) 年末 12月29日から31日まで 開所時間は、月曜日から土曜日までの午前7時30分から午後6時30分までとし、保育時間は当該開所時間の範囲内で、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条の規定に基づく保育必要量の支給認定について、保育標準時間の認定を受けている児童にあっては11時間以内、保育短時間の認定を受けている児童にあっては8時間以内として、保護者の同意のもと事業者が定める。(区小規模要綱)	1 保育時間、開所・閉所時間、開所日数が適切に定められているか。  2 保護者の労働時間その他、家庭の状況を含め、保育時間を考慮しているか。	(1) 区条例第30条又は第32条で準用する第24条 (2) 区小規模要綱第12条  (1) 区条例第30条又は第32条で準用する第24条 (2) 区小規模要綱第12条	(1) 保育時間、開所時間等が適切に定められていない。  (1) 保護者の状況等に合わせて保育時間を考慮していない。  (2) 家庭保育を依頼している。	C  C B
イ 保育士等の配置	保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。(区条例) (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人	1 保育士等を適正に配置しているか。	(1) 区条例第29条、第31条及び付則第6条～第8条 (2) 区小規模要綱第10条、第13条 (3) 雇児発0218第2号通知 (4) 子保発0214第1号通知	(1) 保育士等を常時2人以上配置していない。  (2) その他不適正な事項がある。	C C
(8) 整備すべき帳簿	1 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支、保育の実施の状況及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。(区条例)  特定地域型保育事業所は、保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。(区運営基準条例)  2 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。(保育所保育指針)  家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支、保育の実施の状況及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。(区条例)	1 児童出欠簿を作成しているか。  1 児童票を作成しているか。	(1) 区条例第19条 (2) 区運営基準条例第50条で準用する第12条 (3) 区小規模要綱第8条及び別表(第8条関係)  (1) 保育所保育指針第1章3(3)イ (2) 区条例第19条、第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条 (4) 区小規模要綱第8条及び別表(第8条関係)	(1) 児童出欠簿を作成していない。  (2) 児童出欠簿の記録が不十分である。  (1) 児童票を作成していない。  (2) 児童票の記録が不十分である。	C B C B
(9) 保護者とのコミュニケーション	1 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。(保育所保育指針)  特定教育・保育施設事業所は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。(区運営基準条例)	1 保護者への支援・相談・連絡の対応ができていないか。 ① 保護者と保育者の間で連絡帳等様々な機会を活用した子どもに関する情報の共有があるか。 ② 面談や保護者会等、また、アンケートや意見箱等の保護者の意見を聞く機会等を設けているか。	(1) 保育所保育指針第2章1(3)イ、第3章1(3)ア、イ、ウ、第4章1、2 (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条及び第26条 (3) 区運営基準条例第44条、第50条で準用する第17条	(1) 保護者への支援・相談・連絡の対応ができていない。  (2) 保護者への支援・相談・連絡の対応が不十分である。	C B

小規模 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認しておくこと。（保育所保育指針）</p> <p>特定地域型保育事業所の職員は、現に保育の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。（区運営基準条例）</p>	<p>1 緊急時の連絡体制は十分か。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(1)イ、(3)ア、4(2)ウ (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条、第50条で準用する第18条</p>	<p>(1) 保護者と緊急時の連絡体制が整備されていない。 (2) 保護者と緊急時の連絡体制が不十分である。</p>	<p>C B</p>
<p>2 食事の提供の状況 (1) 食育計画</p>	<p>保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。（保育所保育指針）</p> <p>乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。（保育所保育指針）</p> <p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。（区条例）</p>	<p>1 食事の提供を含む食育計画の作成、または、保育の指導計画に位置付けを行っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章2(1) (2) 区条例第15条5、第16条1(5)、第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条 (4) 食育基本法</p>	<p>(1) 食事の提供を含む食育計画の作成、または、保育の指導計画に位置付けを行っていない。</p>	<p>B</p>
<p>(2) 食事計画と献立業務 ア 食事計画</p>	<p>利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。（区条例）</p> <p>献立作成、調理、盛り付け・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図り、食事の計画・評価を行うこと。（子母発0331第1号通知）</p>	<p>1 定期的に施設長を含む関係職員による情報共有を図り、食事の計画・評価を行っているか。</p>	<p>(1) 区条例第15条2、第16条1(4) (2) 子母発0331第1号通知</p>	<p>(1) 定期的に施設長を含む関係職員と情報の共有をし、食事の計画・評価を行っていない。</p>	<p>B</p>
<p>イ 献立の作成</p>	<p>家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支、保育の実施の状況及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくなければならない。（区条例）</p>	<p>1 献立表を適切に作成しているか。</p>	<p>(1) 区条例第19条 (2) 子母発0331第1号通知 (3) 区小規模要綱第8条及び別表(第8)8条関係)</p>	<p>(1) 献立表を適切に作成していない。 (2) 責任者の関与がない。</p>	<p>C A</p>
<p>ウ 献立の内容</p>	<p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。（区条例）</p> <p>献立作成に当たっては、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、幅広い種類の食品を取り入れるように努めること。また、子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮するとともに、子どもの食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すること。（以下省略）（子母発0331第1号通知）</p>	<p>1 献立が子どもの健全な発育に必要な栄養量を含むしているか。 2 献立が季節感、嗜好に考慮し、変化に富んだ内容となっているか。 ・ 簡易な食事提供の回数が多いか。 ・ 簡易な食事提供が継続していないか。等</p>	<p>(1) 区条例第15条2 (2) 子母発0331第1号通知  (1) 区条例第15条2 (2) 子母発0331第1号通知</p>	<p>(1) 献立に子どもの健全な発育に必要な栄養量を含むしていない。  (1) 献立が季節感、嗜好に考慮し、変化に富んだ内容となっていない。</p>	<p>C B</p>

小規模 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
エ 給食材料の用意	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等、食材又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。（区条例）  食品の選定及び購入に当たっては、細心の注意を払い、安全なものを選択するよう、万全を期すこと。（雇児総発第0307001号通知）	1 納品時に食品材料の検収を行うなどの衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。	(1) 区条例第14条1 (2) 雇児総発第0307001号通知	(1) 食品の検収を全く行っていない。  (2) 衛生管理及び衛生上必要な措置が不十分である。	C  B
(3) 食事の提供 ア 献立に基づく提供	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。（区条例）  2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好(し)好を考慮したものでなければならない。（区条例）  3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。（区条例）	1 合理的な理由の場合を除き、施設等内で調理しているか。 【合理的な理由の具体的事例】 ① 感染症発生に伴う保健所の指示 ② 調理室の改築・修繕等 ③ 非常災害等で給食提供が不可能 等	(1) 区条例第15条1	(1) 合理的な理由を除き、施設の都合により施設等内で調理していない。	C
		1 食品の種類及び調理方法は、栄養並びに子どもの身体的状況及び嗜好を考慮しているか。	(1) 区条例第15条3 (2) 子母発0331第1号通知	(1) 子どもの身体的状況及び嗜好を考慮した調理方法で行っていない。	C
		1 合理的な理由の場合を除き、あらかじめ作成された献立に従って調理している 【合理的な理由の具体的事例】 ① 感染症発生に伴う保健所の指示 ② 調理室の改築・修繕等 ③ 非常災害等で給食提供が不可能 等	(1) 区条例第15条4	(1) 合理的な理由なくあらかじめ作成された献立に従って調理していない。	C
イ 実施の記録	家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支、保育の実施の状況及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくなければならない。（区条例）	1 給食の実施内容を記録している帳簿（給食日誌等）があるか。	(1) 区条例第19条 (2) 区小規模実施要綱第8条及び別表（第8条関係）	(1) 給食日誌等が作成されていない。	C
ウ 子どもの状況に応じた配慮	1 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。（以下省略）（保育所保育指針）  体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。（保育所保育指針）	1 子どもの状況に応じた配慮をしているか。 ・ 家庭で喫食経験のある食品を提供しているか。 ・ 乳児に（授乳、離乳食の提供等）配慮しているか。 ・ 体調不良等へ配慮しているか。 ・ 障がいに応じた配慮をしているか。 ・ 食材の形状と種類に配慮しているか。	(1) 保育所保育指針第2章1(2)ア(イ)③、(ウ)②、2(2)ア(イ)④、(ウ)②、第3章2(2)ウ (2) 区条例第15条5、第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条	(1) 子どもの状況に応じた配慮をしていない。  (2) 子どもの状況に応じた配慮が不十分である。	C  B
	2 アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。（保育所保育指針）	1 食物アレルギー等への対応を適切に行っているか。 ・ 生活管理指導表等に基づいたアレルギー対応献立があるか。 等	(1) 保育所保育指針第2章1(2)ア(ウ)②、2(2)ア(ウ)②、第3章1(3)ウ (2) 区条例第16条1(4)、第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条	(1) 食物アレルギー等の対応を適切に行っていない。  (2) 食物アレルギー等の対応が不十分である。	C  B

小規模 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
エ 食事の中止等	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。(区条例)	1 合理的な理由なく、給食を中止していないか。 【合理的な理由の具体的事例】 ① 感染症発生に伴う保健所の指示 ② 調理室の改築・修繕等 ③ 非常災害等で給食提供が不可能 等	(1) 区条例第15条4	(1) 合理的な理由なく、給食を中止している。	C
(4) 衛生管理 ア 検便	1 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。(区条例)  事業者は、事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際、検便による健康診断を行わなければならない。(労働安全衛生規則)  基準条例第17条第4項に規定する健康診断に含まれる細菌検査については、調理及び調乳に携わる職員は、当該職員を雇用する際保育の業務に従事しようとする前及び月1回実施しなければならない。(区小規模要綱)	1 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っているか。 【検査必須項目】 ・「赤痢」「サルモネラ」「O157」(厚労省指定第3種感染症) 【検査期間】 ・ 雇い入れ前 ・ 月1回以上 ・ 調理従事及び調乳担当への配置換え  ・ 育休、病休等の復職時(雇い入れ前に準ずる)	(1) 区条例第17条4 (2) 労働安全衛生規則第47条 (3) 社援施第65号通知・生食発0616第1号通知 (4) 区小規模要綱第7条	(1) 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っていない。  (2) その他不十分な事項がある。	C  B
	2 事業者は、第47条の健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成して、これを5年間保存しなければならない。(一部省略)(労働安全衛生規則)	1 検便の検査結果を適切に保管しているか。	(1) 労働安全衛生規則第51条 (2) 区小規模要綱第8条及び別表(第8条関係)	(1) 検査結果を適切に保管していない。	B
イ 調理従事者、調乳担当者の健康チェック及び調理室等の点検	1 調理従事者等は、毎日作業開始前に、自らの健康状態を衛生管理者に報告し、衛生管理者はその結果を記録すること。  調理従事者等は下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。 (一部抜粋)(社援施第65号通知・生食発0616第1号通知)	1 調理従事者等は毎日作業開始前に、自らの健康状態の結果を記録しているか。  【健康チェック項目】 ・ 下痢 ・ 嘔吐 ・ 発熱 ・ 手指等の化膿創 等	(1) 社援施第65号通知・生食発0616第1号通知	(1) 調理従事者及び調乳担当者は健康チェックを行い、記録していない。	A
	2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等、食材又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。(区条例)  施設の責任者は、衛生管理者に別紙(調理施設の)点検表に基づく点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認すること。(以下省略)(社援施第65号通知・生食発0616第1号通知)	1 調理室等、食材等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(1) (2) 区条例第14条1、第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条 (4) 社援施第65号通知・生食発0616第1号通知	(1) 調理室の衛生管理が不適切である。  (2) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。	C  A

小規模 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 食中毒事故対策	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等、食材又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。（区条例）	1 食中毒事故の発生予防を行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(1) (2) 区条例第14条1、第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条	(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。	C
	2 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。（雇児総発第0307001号通知）	1 検食を適切に行っているか。	(1) 雇児総発第0307001号通知	(1) 検食を給食提供前に行っていない。  (2) 検食の方法が一部不適切である。  (3) 検食の記録を作成していない。	A  A  A
	3 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。（区運営基準条例）	1 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。	(1) 区運営基準条例第50条で準用する第32条1(2)	(1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。  (2) 食中毒事故が発生した場合の事後対策が不十分である。	C  B
	4 検食は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に入れ、密封し、-20℃以下で2週間以上保存すること。 なお、原材料は、特に、洗浄・殺菌等を行わず、購入した状態で、調理済み食品は配膳後の状態で保存すること。（社援発第65号通知・生食発0616第1号通知）	1 検査用保存食を適切に保存しているか。	(1) 社援発第65号通知・生食発0616第1号通知	(1) 検査用保存食を保存していない。  (2) 検査用保存食の保存方法・保存期間等が一部不適切である。	A  A
	5 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。（区条例）	1 食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しているか。	(1) 区条例第14条2	(1) 食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施していない。	B
(5) 届出等(集団給食施設) ア 届出(集団給食施設)	集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、施設の所在地を管轄する保健所等に届け出ること。（薬生食監0805第3号通知）	1 届出を行っているか。	(1) 薬生食監発0805第3号通知 (2) 2福保健食第2373号通知	(1) 届出を行っていない。	A
イ 食品衛生責任者の選任	食品衛生に責任を持つものを選任し、責任者は保健所への相談、講習会の受講等の機会を活用し、食品衛生に関する基本的な知識を習得するよう努めること。（2福保健食第2373号通知）	1 食品衛生責任者を選任しているか。	(1) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (2) 2福保健食第2373号通知 (3) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 食品衛生責任者を選任していない。	A

小規模 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 調理業務委託	<p>家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</li> <li>・ 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士又管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</li> <li>・ 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</li> <li>・ 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</li> <li>・ 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。(区条例)</li> </ul>	<p>1 調理業務を委託している場合に、適切に行っているか。 【搬入施設の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 連携施設</li> <li>② 同一法人又は関連法人が運営する小規模若しくは事業所内保育所、社会福祉施設、医療機関等</li> <li>③ 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託していて、区が適当と認めるもの</li> </ol>	(1) 区条例第16条	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 調理業務委託契約書を作成していない。</li> <li>(2) 調理業務委託契約書に必要な事項が盛り込まれていない。</li> <li>(3) 施設職員による調理と同様な食事の質が確保されていない。</li> <li>(4) 施設内の調理室を使用して調理していない。</li> <li>(5) 栄養面での配慮がされていない。</li> <li>(6) その他委託業務が不十分である。</li> </ol>	<p>C C C C C B</p>
<p>3 健康・安全の状況</p> <p>(1) 保健の計画</p>	<p>子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。(保育所保育指針)</p>	<p>1 保健計画を作成し、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めているか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育所保育指針第1章3(1)ウ、第3章1(2)ア</li> <li>(2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条</li> <li>(3) 区運営基準条例第44条</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健計画を作成し、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていない。</li> </ol>	<p>B</p>
(2) 児童健康診断	<p>1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。(区条例)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用開始前の健康診断を実施しているか。</li> <li>2 年度内に2回の健康診断を実施しているか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育所保育指針第3章1(2)イ</li> <li>(2) 区条例第17条1、2、第30条又は第32条で準用する第25条</li> <li>(3) 区運営基準条例第44条</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用開始前の健康診断を実施していない。</li> <li>(1) 年度内に2回の健康診断を実施していない。</li> </ol>	<p>C C</p>

小規模 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	2 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。(保育所保育指針)	1 健康診断の記録を作成し、その結果を保護者に伝えているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(2)イ (2) 区条例第19条、第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条 (4) 区小規模要綱第8条及び別表(第8条関係)	(1) 児童の健康診断の実施状況とその結果を記録していない。  (2) 保護者に健康診断の結果を伝えていない。	C  C
(3) 健康状態の把握	1 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。(保育所保育指針)  家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳幼児の健康状況及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。(区条例)  特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。(区運営基準条例)	1 日々の健康状態を把握しているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)①、第3章1(1)イ (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条、第26条 (3) 区運営基準条例第41条、第44条	(1) 日々の健康状態を把握していない。	C
	2 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。(保育所保育指針)  家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳幼児の健康状況及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。(区条例)	1 疾病の疑いや傷害が認められた場合、保護者に連絡をとっているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(1)イ、(3)ア、イ (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条、第26条 (3) 区運営基準条例第50条で準用する第18条、第44条	(1) 疾病の疑いや傷害が認められた場合、保護者に連絡をとっていない。  (2) 保護者との連絡が不十分である。	C  B
	3 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。(保育所保育指針)	1 身長、体重等の測定を定期的に行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(1)ア (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条	(1) 身長、体重等の測定を全く行っていない。  (2) 身長、体重等の測定を定期的に行っていない。	C  B
(4) 虐待等への対応	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。(区運営基準条例)	1 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を把握しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(1)ウ (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第41条、第44条 (4) 児童虐待の防止等に関する法律第5条 (5) 7福祉子保第2951号通知	(1) 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を把握していない。	C

小規模 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関(嘱託医、児童相談所、こども支援センター、福祉事務所、児童委員、保健所等)と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所(こども支援センター(げんき))に通告し、適切な対応を図ること。(保育所保育指針)</p>	<p>1 不登園等、虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。</p>	<p>(1) 児童福祉法第25条                      (2) 保育所保育指針第3章1(1)㉔、第4章2(3)                      (3) 区条例第30条又は32条で準用する第25条                      (4) 区運営基準条例第44条                      (5) 児童虐待の防止等に関する法律第6条                      (6) 7福祉子保第2951号通知</p>	<p>(1) 虐待が疑われる場合等に適切に対応していない。                      (2) 関係機関との連携が図られていない。</p>	<p>C                      C</p>
<p>(5) 疾病等への対応                      ア 体調不良・傷害</p>	<p>保育中に体調不良や傷害が生じた場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どもかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。(保育所保育指針)</p> <p>特定地域型保育事業所の職員は、現に保育の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(区運営基準条例)</p>	<p>1 体調不良等への対処を適切に行っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)7                      (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条                      (3) 区運営基準条例第50条で準用する第18条、第44条</p>	<p>(1) 体調不良等への対処を適切に行っていない。</p>	<p>C</p>
<p>イ 感染症</p>	<p>1 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。(保育所保育指針)</p> <p>事業者は感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症にかかっていることが判明した乳幼児については、かかりつけ医等の指示に従うよう保護者に周知すること。感染症の疑いがある場合も同様とすること。</li> <li>・ 再登園については、登園許可証の提出を保護者に求めること。</li> <li>・ 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等は、乳幼児及び保育従事者との間で共用せず、一人一人のものを準備すること。(区小規模要綱)</li> </ul> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。(区条例)</p>	<p>1 感染症の予防対策を適切に行っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)㉔                      (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条                      (3) 区運営基準条例第44条                      (4) 区小規模要綱第4条、第6条</p> <p>(1) 区条例第14条2</p>	<p>(1) 感染症予防対策を適切に行っていない。                      (2) 感染症予防対策が不十分である。</p> <p>(1) 感染症の予防及びまん延防止のための研修と訓練を定期的実施していない。</p>	<p>C                      B                      B</p>

小規模 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>3 腸内細菌検査(検便)で陽性が判明したら通知に従って区へ報告する。(5教子指発第1276号通知)</p> <p>施設の感染状況を把握し、保健所と迅速な連携をとるため、感染症等で欠席・欠勤した園児・職員がいる場合、通知に従って区へ報告をする。(6足教子指発第1056号通知)</p>	<p>1 以下の感染症の発生及び腸内細菌検査(検便)の陽性判明時には、速やかに区へ報告をしているか。</p> <p>新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、胃腸炎、麻しん、風しん、百日咳、結核、腸チフス、パラチフス、細菌性赤痢 等</p>	<p>(1) 雇児発第0222001号通知 (2) 5教子指発第1276号通知 (3) 6足教子指発第774号通知 (4) 6足教子指発第1056号通知</p>	<p>(1) 区への報告・連携が行われていない。</p>	<p>A</p>
<p>ウ アレルギー疾患</p>	<p>アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。(保育所保育指針)</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活管理指導表等により、保護者等と情報を共有する。</li> <li>生活管理指導表等に基づいた対応について、保育士等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。</li> <li>誤食事故は注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。</li> </ul> <p>参考「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成31年4月 厚生労働省)、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)、「食物アレルギー対応ガイドブック」(令和3年12月 東京都福祉保健局)</p>	<p>1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活管理指導表等により、保護者等と情報を共有しているか。</li> <li>食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応をとる等、安全性を最優先とした対策がとられているか。</li> <li>全職員を含め、関係者の共通理解の下で、組織的に対応しているか。施設長、調理員や栄養士等の専門職、保育士等が子どもの現状を把握し、保護者と面談等を行い、相互の共通理解及び連携を図っているか。</li> </ul>	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ、3(2)ア、イ (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条</p>	<p>(1) アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。</p> <p>(2) アレルギー疾患への対応が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
<p>(6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止</p>	<p>乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。(保育所保育指針)</p> <p>特定地域型保育事業所は、事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じなければならない。(一部省略)(区運営基準条例)</p> <p>【乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乳児は仰向け寝を徹底する(医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く)。</li> <li>乳児のチェックは、必ず一人一人の体に触れて睡眠状態を確認する。※器機の使用の有無にかかわらず、必ず子どものそばに行ってチェックを行う。</li> <li>1歳児以上でも、子どもの家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間(新入園児等)は、必ず仰向けに寝かせる。</li> <li>職員は睡眠中の子どものそばを離れない。</li> <li>照明は、子どもの顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。</li> <li>職員から死角になる場所に子どもを寝かせない。 等</li> </ul> <p>(4足教子指発第1600号通知)</p>	<p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乳児の仰向け寝を徹底しているか。</li> <li>1歳児以上でも、状況を把握できるまでの間は、仰向けに寝かせているか。</li> <li>職員がそばで見守っているか。</li> <li>睡眠時の乳幼児の顔色が観察できる明るさか。 等</li> </ul> <p>2 睡眠時チェック表を作成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個別にチェックしているか。</li> <li>定期的に睡眠チェックを行っているか。</li> <li>0歳児は5分に1回</li> <li>1～2歳児は10分に1回 が望ましい</li> <li>その都度記録しているか。 等</li> </ul>	<p>(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア、第3章1(3)イ、3(2)ア、イ (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第50条で準用する第18条及び第32条、第44条 (4) 5福祉子保第3004号通知 (5) 4足教子指発第1600号通知</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第50条で準用する第32条、第44条 (4) 5福祉子保第3004号通知 (5) 4足教子指発第1600号通知</p>	<p>(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。</p> <p>(2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。</p> <p>(1) 睡眠時チェック表の記録を作成していない。</p> <p>(2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

小規模 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 子どもの安全確保 ア 事故防止及び事故発生時に適切な対応をするための体制	1 特定地域型保育事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 ・ 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。(区運営基準条例)	1 事故防止及び発生時対応のための指針(各種ガイドライン及びマニュアル)を整備しているか。	(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②、第3章3(2)ア、イ (2) 区条例第5条6、第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第15条(4)、第32条1(1)、第44条 (4) 雇児総発第402号通知	(1) 指針を整備していない。 (2) 指針の内容が不十分である。	C B
	2 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。(保育所保育指針)	1 事故防止及び発生時対応のための指針(各種ガイドライン及びマニュアル)を定期的に職員と共有しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2) (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第15条(4)、第32条1(1)、第44条 (4) 雇児総発第402号通知	(1) 指針の内容を職員と共有していない。	B
	3 特定地域型保育事業所、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 ・ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。(区運営基準条例)	1 事故発生及び危険性がある事態が適正に報告され、その分析を通じた改善策が職員に周知徹底されるようになっているか。	(1) 区運営基準条例第32条1(2)、(3)、第44条 (2) 区運営基準条例第15条(4)、第32条1(1)、第44条 (3) 雇児総発第402号通知	(1) 事故発生から分析までの体制ができていない。 (2) 事故発生から分析までの体制が不十分である。	C B
イ 事故防止	1 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。(保育所保育指針)  特定地域型保育事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 ・ 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ・ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。(区運営基準条例)	1 子どもの事故防止に配慮しているか。	(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②、第3章3(2)ア、イ (2) 区条例第5条6、第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第50条で準用する第32条1(1)②、第44条 (4) 区小規模要綱第5条	(1) 子どもの事故防止に配慮していない。 (2) 子どもの事故防止に対する配慮が不十分である。	C B
	◎ 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。(区条例)	◎ 施設内外の安全点検を実施してから、子どもを遊ばせているか。	(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、第3章3(2) (2) 区条例第5条6、第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条 (4) 区小規模要綱第5条	(1) 安全点検を実施してから遊ばせていない。 (2) 安全点検が不十分である。	C B

小規模 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>◎ 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。</p> <p>日常的な点検 施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。</p> <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋（平成28年3月 内閣府）</p>	<p>◎ 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、第3章3(2) (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条</p>	<p>(1) 窒息の可能性のある玩具等について定期的に点検していない。 (2) 窒息の可能性のある玩具等について定期的な点検が不十分である。</p>	<p>C B</p>
	<p>◎ 職員は、子どもの食事に関する情報(咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況)について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。</p> <p>◎ 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材(例:白玉風のだんご、丸のままのミニトマト等)は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。</p> <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋（平成28年3月 内閣府）</p>	<p>◎ 子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを刻む等配慮して提供しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条</p>	<p>(1) 窒息のリスクとなる食べ物の提供に配慮していない。 (2) 窒息のリスクとなる食べ物の提供に配慮が不十分である。</p>	<p>C B</p>
	<p>◎ 園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、子どもの発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。</p> <p>参考「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>◎ 散歩コースの追加がある場合等で、安全点検を実施していない経路がある場合は、施設等において確実に安全点検を実施し、交通安全の観点から危険があると認められる箇所(例:見通しが悪い場所、交通量の多い交差点等)については、経路の見直し等の対策を講じること。</p> <p>参考「未就学児が日常的に集団移動する経路の交通安全の確保について」(令和6年6月14日付子ども家庭庁成育局安全対策課・子ども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)</p>	<p>◎ 園外保育に関する体制や配慮は十分か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 散歩の経路を可視化し、交通量や危険箇所の点検を行っているか。</li> <li>・ 連絡体制が確保されているか。</li> <li>・ 園外保育時に十分な職員体制で対応しているか。</li> <li>・ 出発時、目的地到着時、目的地出発時、帰園時等必要に応じて人数確認を行い、迷子や置き去りの防止を行っているか。</li> <li>・ 園外保育届を作成しているか。等</li> </ul>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条 (4) 雇児総発第402号通知</p>	<p>(1) 園外保育に関する体制や配慮が整っていない。 (2) 園外保育に関する体制や配慮が不十分である。</p>	<p>C B</p>
	<p>◎ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置するとともに、それぞれの役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止すること。(府子本第679号通知)</p>	<p>◎ プール活動・水遊び等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第44条 (4) 府子本第679号通知</p>	<p>(1) 監視に専念する職員を配置していない。 (2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。</p>	<p>C B</p>

小規模 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 家庭的保育事業所は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとる、乳幼児の健康状況及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。(区条例)</p> <p>(保育所の通所時における安全確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の送迎は原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底しているか。</li> <li>・ ファミリー・サポートセンターやベビーシッターを利用する場合等保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認しているか。(雇児総発第402号通知[別添-2]1)</li> </ul>	<p>1 子どもの登降園は保護者等の責任ある人であるかの確認を行っているか。</p>	<p>(1) 区条例第26条 (2) 雇児総発第402号通知</p>	<p>(1) 子どもの登降園は保護者等の責任ある人であるかの確認を行っていない。</p>	B
	<p>3 家庭的保育事業所等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を実行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。(区条例)</p>	<p>1 自動車への乗降車の際に、子どもの所在を確認しているか。</p>	<p>(1) 区条例第7条3</p>	<p>(1) 自動車への乗降車の際に、子どもの所在確認をしていない。</p> <p>(2) 自動車への乗降車の際に、子どもの所在確認が不十分である。</p>	C B
ウ 損害賠償保険	<p>特定地域型保育事業所は、子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(区運営基準条例)</p>	<p>1 損害賠償に対する策を講じているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第50条で準用する第32条4 (2) 区小規模要綱第17条</p>	<p>(1) 損害賠償に対する策を講じていない。</p>	C
(8) 事故発生時の対応	<p>1 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。(保育所保育指針)</p> <p>特定地域型保育事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。(区運営基準条例)</p>	<p>1 事故が発生した場合に、適切に対応しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか。</li> </ul> <p>【記録内容】 事故の発生状況、保護者への連絡時刻、保護者への連絡内容、保護者の反応、受診時刻、完治までの経過、完治(終了)日、再発防止策、施設長の確認印またはサイン 等</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 区条例第30条又は第32条で準用する第25条 (3) 区運営基準条例第50条で準用する第32条2、3、第44条 (4) こ成安第45号通知 (5) 6福祉子保第5649号通知</p>	<p>(1) 事故発生後の対応を適切に行っていない。</p> <p>(2) 事故発生後の対応が不十分である。</p>	C B
	<p>2 特定地域型保育事業所は、子どもに対する保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(区運営基準条例)</p> <p>以下の事件事故が発覚した場合は所管課に報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首から上の怪我や、病院で受診するような怪我や病気</li> <li>・ 見失い、置き去り、閉じ込め、連れ去り等の発生(発生しかけた場合も含む)</li> <li>・ 虐待や不適切保育の発生(疑いがあると判断した場合も含む)</li> <li>・ 食物アレルギー事故</li> <li>・ 離乳食や乳児食の誤食・誤飲(園での未食食材を含む)、窒息(窒息しかけた様子を含む)、異物混入、賞味期限・消費期限切れ食品の提供</li> <li>・ 玩具等の誤飲・窒息(窒息しかけた様子を含む)</li> <li>・ 誤与薬、与薬もれ</li> <li>・ 個人情報の紛失、盗難、漏洩等</li> </ul>	<p>1 報告対象となる事故を所管課に速やかに報告しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 首から上の怪我や、病院で受診するような怪我や病気</li> <li>② 見失い、置き去り、閉じ込め、連れ去り等の発生(発生しかけた場合も含む)</li> <li>③ 虐待や不適切保育の発生(疑いがあると判断した場合も含む)</li> <li>④ 食物アレルギー事故</li> <li>⑤ 離乳食や乳児食の誤食・誤飲(園での未食食材を含む)、窒息(窒息しかけた様子を含む)、異物混入、賞味期限・消費期限切れ食品の提供</li> <li>⑥ 玩具等の誤飲・窒息(窒息しかけた様子を含む)</li> <li>⑦ 誤与薬、与薬もれ</li> </ol>	<p>(1) 区運営基準条例第50条で準用する第32条2 (2) こ成安第44号通知 (3) 6福祉子保第5649号通知 (4) 7福祉子保第2951号通知 (5) 6足教子幼発第4424号通知 (6) 7足教子幼発第4359号通知 (7) 4足教子指発第787号通知</p>	<p>(1) 事故報告が行われていない。</p> <p>(2) 事故報告が速やかに行われていない。</p>	C B

小規模 保育内容

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急搬送を要請した事案</li> <li>・ 警察に通報した事案</li> <li>・ 職員の過失により保護者とのトラブルに発展する可能性がある事案</li> </ul> ※保育時間外での在園児の死亡事故や警察へ通報した事案を含む (7足教子幼発第4359号通知)	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 救急搬送を要請した事案</li> <li>⑨ 個人情報の紛失、盗難、漏洩等</li> <li>⑩ 警察に通報した事案</li> <li>⑪ 職員の過失により保護者とのトラブルに発展する可能性がある事案</li> </ul> ※保育時間外での在園児の死亡事故や警察へ通報した事案を含む			



# 会 計 経 理 編

## 目 次

1 会計の区分 .....	1
2 会計記録の整備 .....	1
3 内部牽制体制の確立 .....	1
4 給付費等の適正使用 .....	2
5 利用者負担額等の受領等	
(1) 利用者への金銭の支払に係る説明及び同意 .....	<u>2</u>
(2) 領収証等の交付 .....	3

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
3	平成26年9月30日条例第54号「足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」	区条例
4	平成26年9月30日条例第55号「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」	区運営基準条例
5	令和7年3月21日こ成事第175号・こ支総第50号「児童福祉行政指導監査の実施について」	こ成事第175号通知
6	平成27年3月31日内閣府告示第49号「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」	内閣府告示第49号
7	平成27年12月24日雇児発1224第2号「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について」	雇児発1224第2号通知
8	令和5年5月19日こ成保38・5文科初第483号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
9	令和5年12月8日付事務連絡「地域型保育給付費等に係る支出について」	令和5年12月8日付事務連絡
10	昭和50年4月1日規則第6号「足立区補助金等交付事務規則」	区補助金交付規則
11	足立区小規模保育事業実施要綱(令和7年1月31日最終改正)	区小規模要綱
12	足立区小規模保育事業補助要綱(令和6年4月1日最終改正)	区小規模補助要綱
13	足立区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱(令和6年4月1日最終改正)	区キャリアアップ交付要綱
14	足立区保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領(令和4年4月1日最終改正)	区財務情報等公表要領

社会福祉法人が運営する小規模保育事業所に対するこの指導検査基準の適用について

社会福祉法人が運営する小規模保育事業所は、社会福祉法人会計基準に則った会計経理を行わなければならないことから、この指導検査基準と社会福祉法人会計基準に矛盾がある場合、社会福祉法人会計基準が優先されます。

小規模 会計経理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 会計の区分	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	(1) 区運営基準条例第50条で準用する第33条	(1) 特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。  (2) <u>特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しているが、会計の区分の仕方が不十分である。</u>	C  B
2 会計記録の整備	<p>1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。(区運営基準条例) 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支、保育の実施の状況及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。(区条例)</p> <p>&lt;小規模保育事業所が整備する財産・収支に関する書類&gt;                      ① 経理規程                      ② 予算関係書類                      ③ 証憑書類(契約書・請求書・領収書等)                      ④ 経理帳簿類                      ⑤ 決算関係書類</p> <p>※ ここでいう整備とは、単に作成していることにとどまらず、会計帳簿、計算書類等が正規の簿記の原則に従って適正に作成されているとともに、作成された会計帳簿、計算書類、証憑書類等が整合していることをいう。</p> <p>2 財務情報等公表要領別表第1に掲げる事業の補助金の交付を受ける法人等は、当該施設又は事業の財務情報等に関し、財務情報等公表要領別表第1の公表する内容欄に定める様式を作成し、速やかに利用者にとって見やすい場所に掲示するとともに、当該施設又は事業の全ての職員に対し、その内容を周知しなければならない。</p>	1 予算関係書類、証憑書類、経理帳簿類、決算関係書類等を整備しているか。	(1) 区条例第19条 (2) 区運営基準条例第49条 (3) 区小規模要綱第8条及び別表(第8条関係)	(1) 予算関係書類、証憑書類、経理帳簿類、決算関係書類等を整備していない。  (2) 予算関係書類、証憑書類、経理帳簿類、決算関係書類等を一部整備していない。	C  B
		2 予算関係書類、証憑書類、経理帳簿類、決算関係書類等が整合しているか。	(1) 区条例第19条 (2) 区運営基準条例第49条 (3) 区小規模要綱第8条及び別表(第8条関係)	(1) 予算関係書類、証憑書類、経理帳簿類、決算関係書類等が整合していない。	C
		1 足立区保育士等キャリアアップ補助金又は足立区保育サービス推進事業補助金に係る財務情報公表様式を利用者にとって見やすい場所に掲示するとともに、職員に周知しているか。	(1) 区キャリアアップ交付要綱第5条(3) (2) 区財務情報等公表要領第3条	(1) 財務情報公表様式を掲示していない、又は職員に周知していない。	A
3 内部牽制体制の確立	1 家庭的保育事業者等は、日々の経理処理について、内部牽制に配慮した体制のもと、経理規程等を遵守し、適正に処理しなければならない。	1 経理規程を定めているか。	(1) 児童福祉法第34条の17 (2) 区条例第19条 (3) 区小規模要綱第8条及び別表(第8条関係) (4) こ成事第175号通知 (5) 雇児発1224第2号通知	(1) 経理規程を定めていない。	C
		2 経理規程を遵守しているか。	(1) 児童福祉法第34条の17 (2) 区条例第19条 (3) 区小規模要綱第8条及び別表(第8条関係) (4) こ成事第175号通知 (5) 雇児発1224第2号通知	(1) 経理規程を遵守していない。	B
		3 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。	(1) 児童福祉法第34条の17 (2) 区条例第19条 (3) 区小規模要綱第8条及び別表(第8条関係) (4) こ成事第175号通知 (5) 雇児発1224第2号通知	(1) 内部牽制に配慮した体制となっていない。	B

小規模 会計経理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 現金、預金等は適正に管理すること。 特に、現金は他の資産と比較して不適正な管理が行われる機会と危険性が大きいことから、下記的手段を複数組み合わせる等の方法により、不適正な管理が行われることを未然に防ぐ措置を講じること。 加えて、経理規程等に記載する等の方法により、当該措置について明らかにしておくこと。</p> <p>① 管理責任者を明確にする。 ② 収入した現金を直接支出へ充当することなく、区分して管理する。 ③ 残高、収支の内容等を定期的に確認し、帳簿残高と実際残高に過不足が生じた場合は原因を究明する。 ④ 所定の額を超えた場合は所定の日数以内に金融機関等へ預け入れる等の方法により、過大な保管を避ける。</p>	<p>1 現金、預金等の管理が適正か。</p>	<p>(1) 児童福祉法第34条の17 (2) 成事第175号通知 (3) 雇児発1224第2号通知</p>	<p>(1) 現金、預金等の管理が不適正である。</p>	<p>B</p>
4 給付費等の適正使用	<p>1 区は、満3歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、区長が特定地域型保育事業者から特定地域型保育を受けたときは、当該子どもの保護者に対し、当該特定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。</p> <p>※ 地域型保育給付費等は特定地域型保育等に要する費用に支出されるものであることから、給付費本来の趣旨から著しく逸脱した用途には支出してはならない。</p> <p>2 区長は、公定価格における充足すべき職員の配置状況や、各加算等の要件について、その適合状況を把握すること。 また、施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算の認定等を受けていることが認められた場合には、既に支給された加算等の全部又は一部の返還措置を講じること。</p> <p>3 区補助金の交付を受けた小規模保育事業者は、補助要綱で定める目的以外に補助金を使用してはならない。 区教育委員会は、補助金の交付を受けた小規模保育事業者が補助要綱に定める目的以外に補助金を使用した場合、補助金支出の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合又は区教育委員会の適切な指示に従わない場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p>	<p>1 地域型保育給付費等が本来の趣旨に則った用途に支出されているか。</p> <p>1 虚偽又は不正の手段により地域型保育給付費等の支払いを受けていないか。</p> <p>1 区補助金を不正に請求していないか。補助要綱を遵守し、目的のために使用しているか。</p> <p>2 給食材料、保育材料等を購入する際、個人のポイントカード、クレジットカード、電子マネー等を使用していないか。</p>	<p>(1) 支援法第29条 (2) 内閣府告示第49号 (3) 令和5年12月8日付事務連絡</p> <p>(1) 留意事項通知第5</p> <p>(1) 区補助金交付規則第12条、第17条 (2) 区小規模補助要綱第15条、第17条</p> <p>(1) 区運営基準条例第43条6、第62条1</p>	<p>(1) 地域型保育給付費等の本来の趣旨から著しく逸脱した不適切な支出がある。</p> <p>(2) 地域型保育給付費等の本来の趣旨に則った用途に支出されていない。</p> <p>(1) 虚偽又は不正の手段により地域型保育給付費等を受けている。</p> <p>(1) 区補助金を目的のために使用していない。</p> <p>(2) 不正な方法により区補助金を受けている。</p> <p>(1) 個人のポイントカード、クレジットカード、電子マネー等を使用している。</p> <p>(1) 金銭の支払を求める書面等を作成していない。</p> <p>(2) 金銭の支払を求める書面等の一部作成していない。</p> <p>(3) 金銭の支払を求める書面等の内容に不備がある。</p> <p>(4) 保護者から同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>
5 利用者負担額等の受領等 (1) 利用者への金銭の支払に係る説明及び同意	<p>特定地域型保育事業者は、区運営基準条例第43条第3項及び第4項の規定による金銭の支払を保護者に求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに金銭の支払を求める理由について、書面又は当該書面に係る電磁的記録(以下「書面等」という。)によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書又は当該文書に係る電磁的記録(以下「文書等」という。)による同意を得なければならない。 ただし、区運営基準条例第43条第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書等によることを要しない。</p>	<p>1 金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに金銭の支払を求める理由を保護者に対して書面等により説明し、同意を得ているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第43条6、第62条1</p>	<p>(1) 金銭の支払を求める書面等を作成していない。</p> <p>(2) 金銭の支払を求める書面等の一部作成していない。</p> <p>(3) 金銭の支払を求める書面等の内容に不備がある。</p> <p>(4) 保護者から同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>

小規模 会計経理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 領収証等の交付	<p>特定地域型保育事業者は、区運営基準条例第43条第1項から第4項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った保護者に対して交付しなければならない。</p> <p>&lt;領収証に記載する事項(例)&gt;</p> <p>① 日付 ② 支払を行った保護者名 ③ 金額 ④ 支払の目的となった事項 ⑤ 支払を受けた事業者(法人)名</p> <p>※ 領収証は保護者からの支払に係る証憑書類であることから、保護者に交付した領収証の控を保管する、徴収簿により当該支払について整理する等により、当該支払に係る証憑書類が保護者及び特定地域型保育事業者の双方に残る措置を講じること。</p> <p>※ 集金袋を使用する場合、保護者へ集金袋を年度末に返還するもしくは領収証を別途交付するとともに、特定地域型保育事業者においては集金袋の写を保管するもしくは徴収簿により当該支払について整理する等の措置を講じること。</p> <p>※ 支払が口座振替、クレジットカード、電子マネー等の現金を使用しない方法により行われ、当該支払に係る内容が保護者及び特定地域型保育事業者の双方で確認できる場合、領収証の交付は省略して差し支えない。</p>	<p>1 現金を受領した際に領収証(受領印を押し集金袋等を含む。以下「領収証等」という。)を交付しているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第43条5</p>	<p>(1) 領収証等を交付していない。  (2) 領収証等を一部交付していない。</p>	<p>C  B</p>